

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		指定障害児相談支援事業者の指定の更新
根拠条例・規則名		児童福祉法
条 項		第24条の29
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害政策課 (電話：048-829-1309)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	以下の法令等に規定する要件から総合的に判断する ○児童福祉法施行令(昭和23年3月31日政令第74号)第27条の17 ○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)
	設定等年月日	平成24年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	20日
	設定等年月日	平成24年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		